

第四十六号議案

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十七万一千円」を「百二十七万四千元」に、「百十四万七千元」を「百十五万円」に、「百五万九千元」を「百六万二千元」に、「百四万円」を「百四万三千元」に、「百二万二千元」を「百二万五千元」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都議会議員の議員報酬の額を改定する必要がある。